

平成27年6月12日

答申第543号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「職員の平成25年度下期の平均賞与支給額（管理職を除く）」について開示の求めがあった。

NHKは、職員の平均賞与支給額について取りまとめていないため、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い
は妥当である。

4 審議の経過

平成27年6月12日（第218回審議委員会）

第557号諮問、審議、答申